

令和8年 第1回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和8年1月5日(月)
開会 午後2時00分 閉会 午後2時45分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 田村浩章 野木依子
- 4 説明者 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平
教育理事兼総括指導主事 久保有紀 教育総務課長 西村 隆
理事兼学校教育課長 上羽正行 生涯学習課長 松本 優
スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 書 記 教育総務課主事 松見純花
- 6 議 事
- (1) 議案第1号 令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (2) 議案第2号 京丹後市指定文化財の指定に係る諮問について
- (3) 議案第3号 第2回全国高等学校カヌー選抜大会兼第8回全国高等学校カヌー長距離選手権大会に係る後援について
- (4) 報告第1号 個人情報部分開示決定に係る審査請求の裁決について
- (5) 議案第4号 専決処分の承認について(令和7年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について)
- (6) 議案第5号 京丹後市立学校事故調査委員会設置要綱の制定について
- (7) 議案第6号 京丹後市教育相談事業実施要綱の一部改正について
- (8) 報告第2号 京丹後市立学校事故調査委員会における委員の委嘱について
- 7 会 議 録 別添のとおり(全19頁)
- 8 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和8年2月16日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 野木 三司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 野木依子

〔説 明 者〕 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平

教育理事兼総括指導主事 久保有紀 教育総務課長 西村 隆

理事兼学校教育課長 上羽正行 生涯学習課長 松本 優

スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之

〔書 記〕 教育総務課主事 松見純花

<松本明彦教育長>

ただいまから「令和8年 第1回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

皆様、明けましておめでとうございます。新しい年を迎え、心からお喜び申し上げます。皆様におかれましては、年始からの雪はありましたが、穏やかな正月を迎えられたことと思います。

昨年を振り返ると、学校現場では、夏季休業期間を以前の8月31日までに戻したものの、9月以降も猛暑が続くなど、熱中症対策についても、より様々な対応が迫られた1年となりました。これまで同様、児童・生徒の登下校を中心とした安心・安全面では、交通安全がメインではあるものの、熱中症へのさらなる対応も急務となっていますし、新たにクマや雷への対応も検討していかなければならない状況となってきました。

そうした課題も明らかになった昨年ですが、確実な成果も多く見えてきたと考えています。例えば、学校教育中心とはなりますが、グローバル人材育成に係る事業や取組、それに関わるICTを効果的に活用した授業改善は、新たな本市の教育振興計画の下で、大きく進展してきていると感じています。また、小中学生の情報端末をChromebookに2学期から舵を切り、学校現場でどう適応していくか心配もしていましたが、子どもたちの適応力は想像を超えるもので、切り換えて本当によかったと実感しています。

また、探究的な学びについても、こうした情報端末を効果的に活用した授業へとかなり動き出していることが、2学期の様々な授業公開等の場面からも感じ取ることができましたし、グローバル人材育成プログラムを通じて力をつけてきた生徒が、各学園でリーダーとして活躍し、全体として探究的な学びを深めていく上で貴重な存在となっていることも確認できました。

本年も、教育委員の皆様のお力も借りながら、京丹後市の教育のより一層の充実を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、「令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について」を含め、5議案の審議を

予定しています。どうぞよろしくお願ひいたします。

<松本明彦教育長>

それでは、令和7年第15回教育委員会（12月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。動静表を御覧ください。

12月3日は民生委員・児童委員感謝状並びに委嘱状伝達式ということで、昨年は改選の年になっておりましたので新たな民生委員・児童委員さんへの委嘱状と、退任された方への感謝状をお渡しするという会に出席をさせていただきました。

それから、4日ですけれども、丹後震災遺構3D撮影プロジェクト報告会ということで、府との連携の中でしていただいたものがありましたので、それを見せていただいたり、その進捗状況についての報告を受けさせていただきました。

8日には、スポーツ協会からの要望書ということで、例年各スポーツ協会に所属するところからの要望を聞いていただいたまとめを、私たちのほうに要望いただいたということで対応させていただきました。

2ページ目を御覧ください。10日からは、12月定例会の一般質問ということで、教育委員会に関わる質問をここへ載せておりますけれども、読書活動についての質問、網野のプールの関係についての質問、熱中症対策等についての質問、中学校の部活動に対する質問、学校教育での給食に関わる質問、施設の補修や修繕に関わる質問、同じように部活動や部活動の地域展開に関わる質問などがされたということでもあります。例年並みの質問の量があったと思っております。

それから17日には、2学期末の校（園）長、保育所長会議ということで、本来なら対面という予定ではありましたが、工事の状況もありまして、オンラインで実施をさせていただきました。

それから12月20日は立命館大学の平井嘉一郎氏の記念式典ということで、毎年、大宮図書室のほうに本を寄贈いただいている、平井嘉一郎財団の関係者の方々と一緒に記念式典に参加させていただきました。

22日には、若手職員政策提言最終プレゼンということで、若手の職員から新たな政策を理事者に向かって提言していくという催しがありまして、そちらにも参加をさせていただきましたところ。

最後のページです。12月26日ですけれども、教育委員会事務局の職員も、この12月末で1人退職しましたので、送別の式をさせていただいた上で仕事納め式という形で締めさせていただきましたところ。

12月の動静については以上です。御質問等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

〈松本明彦教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
野木三司委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈松本明彦教育長〉

それでは、議案第1号「令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村義輝教育次長〉

議案第1号でございます。

資料1の令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）を御覧ください。

下段に記載のとおり、令和8年度からの変更点は、中学校調査において英語を実施することとなっております。また、中学校英語は、生徒が活用するICT端末等を用いた文部科学省CBTシステムによるオンライン方式（以下「CBT」という。）及びIRT（項目反応理論）を活用することとなります。

次に、資料2の令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を御覧ください。

3（1）にあるとおり、小学校は6年生、中学校は3年生の全児童生徒を対象として調査を実施します。

4（1）にあるとおり、調査教科については、小学校調査は、国語、算数、中学校調査は、国語、数学及び英語となります。国語、算数・数学は、冊子を用いた筆記方式（以下PBT）となり、中学校英語は、CBTで実施されます。

令和8年度の調査実施日は、3ページ5（1）にありますとおり、小学校調査の国語及び算数は、4月23日木曜日、調査時間は45分です。児童質問紙調査については、CBT化にともない、4月24日金曜日から同年5月8日金曜日までの間で、各学校の状況に応じて期日を設定し、実施します。

中学校調査は国語及び数学は、4月23日木曜日、調査時間は50分です。英語（「話すこと」を除く。）及び生徒質問調査に係る調査時間は、英語「聞くこと」（20分程度）及び生徒質問調査で合わせて50分程度、英語「読むこと」及び「書くこと」で合わせて50分程度とし、調査実施日は、令和8年4月20日月曜日から同月23日木曜日の間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とします。

また、英語「話すこと」に係る調査時間は、20分程度とし、文部科学省が指定する中学校

(当日実施校)については、令和8年4月24日金曜日又は同月27日月曜日のうち文部科学省が指定する日となります。当日実施校以外の中学校については、同月28日火曜日から同年5月29日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日となります。

なお、調査は地教行法第21条第17号の規定により教育委員会の職務権限とされており、市教育委員会の判断において市全体の結果、また学校ごとの結果について公表を行うことと、学校に対し公表するよう指示することが可能となりましたが、本市では、市全体の数値と分析結果、また今後の改善方策も併せて、市の広報により公表しています。

この公表に係る点については、令和8年度の取扱いについては、基本的には例年と同様にしたいと考えていますが、他市の状況等も踏まえ、改めて教育委員会議で審議いただきたくこととし、本日の委員会においては、令和8年度全国学力・学習状況調査の参加、実施についてのみ、御審議いただきたいと思います。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<松本明彦教育長>

議案第1号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<田村浩章委員>

毎年されているこの全国学力・学習状況調査は、一側面であると私は捉えていますが、その年その年の学力の状況、そして子どもたちの生活の状況が分かりやすいですし、経年での比較もできるので、参加については、私は賛成です。

あと1点、C B Tについてですが、昨年確か理科で練習みたいな時間をつくってC B Tをやったと思うんですけども、その時の児童生徒さんの反応とか、学校の先生方がどのように考えておられたのかというところを教えていただきたいのと、多分2年後には全面実施みたいなことになっていると思いますので、そこについての準備というか、各学校での定期テストについてこんなふうに進めていくとか、そういうようなビジョンというものがあったら教えていただきたいと思います。

<久保有紀教育理事兼総括指導主事>

ありがとうございます。昨年度、理科実施に当たっては、動画で実験の様子等々を見るっていうあたりも入っておりましたので、そういったことも調査の中に含まれてくるんだなあということで、教員にとっては新たな展開だったかなと思っていますが、本市は早くからタブレット端末を使っている調査については準備を進めてきたこともあって、それほど大きな反応はなかったです。

ただ、今回C h r o m e b o o kに変わっておりますし、i P a dに比べて画面上の見える範囲が随分広がっていますので、子どもたちにどういうふうに問題が見えるのかとかいうところは改めて確認するようにしていきたいと思っておりますし、同じくこの実施日までに問題を練習する期間も設けられておりますので、十分準備をした上で当日生徒たちに臨ませるように準備していけたらなと思っております。

今後のC B T化に向けてというところでは、随時、今まで紙でしていましたがテストを、こういった端末を活用したテストのほうに移行していくということも今年度進めておりますので、少しずつ子どもたちも経験を重ねていってるのではないかなと思っております。以上です。

<田村浩章委員>

C h r o m e b o o kの見える範囲が広がっているというのはどういうことですか。

<久保有紀教育理事兼総括指導主事>

画面がi P a dより少し大きいんです。それとキーボードが全く下にあるので、前のものもソフトキーボードだったので開いた状態で使えばそれなりの画面の広さがありましたが、閉じて使ったりだとかフリック入力等で見ていた子どもたちだったら、その下にキーボード的なものが出てくるので、今回そういったことは全くなく、全て問題が出る画面になるというそういった意味でよく見えるかなと思っております。

<松本明彦教育長>

また本市はE L S A f o r S c h o o l sという英語のアプリも導入したりしていますので、そうした効果というのを見る上でも、この英語のC B T化によるテストの結果が参考になるんじゃないかなというふうにも捉えていますので、そうした施策としてやっているものも、こういうものの結果を見ながら考えていける機会になるのではないかなと思っております。

そのほか何か御質問等ありますでしょうか。

それではお諮りします。

議案第1号「令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、議案第2号「京丹後市指定文化財の指定に係る諮問について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村義輝教育次長〉

議案第2号でございます。

京丹後市指定文化財の指定に係る諮問についてでございますが、文化財保護法第182条には、地方公共団体の事務が規定されており、同条第2項で地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の区域内にあるもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。とあり、本市では文化財保護条例を制定しています。

条例の第3条第3項では、「指定文化財を指定する場合は、教育委員会は、あらかじめ京丹後市文化財保護審議会の意見を聞くものとする。」とし、同第9条で「文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じ、指定文化財の指定に関する事項に関する調査及び審議を行い、その結果を答申すること。」とあるため、別紙に記載している3件について、指定文化財の指定に係る諮問を行うものです。

まず1つ目はギフチョウです。

ギフチョウは、本州里山に生息する日本固有のチョウです。近年、里山の放棄、開発などにより個体数の減少が著しい中、京丹後市内では現在でも網野町から弥栄町にかけて、局地的ながらも比較的広い地域で見られる点が評価できます。

2つ目が峰山町久次の笹ばやしです。

久次地区では、笹ばやし、旧太刀、新太刀、獅子神楽の4つの芸能が伝承されております。特に旧太刀は、近世の太刀振りの痕跡をとどめている点が評価できます。

3つ目が山の神まつりです。

山の神まつりは、弥栄町芋野に伝わる春の行事であり、山の神に供物をささげ五穀豊穡を祈願する。現在の山の神まつりは、子供組の「山遊び」という神人供食のまつりが、仏教行事と合わさったものです。子ども主体の行事であり、今なお地域に継承されている点が評価できます。

以上、いずれも文化財的な価値の高いものとして京丹後市指定文化財として指定しようとするものです。

今回の選定に際しては、既に文化財保護審議会で検討してきていますが、改めて文化財としての価値を再検討していただき、指定文化財として適当かどうかの意見をいただくことと

するものであり、指定するかどうかについては、答申の後、御審議いただくことになります。
以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈松本明彦教育長〉

議案第2号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本明彦教育長〉

それではお諮りします。
議案第2号「京丹後市指定文化財の指定に係る諮問について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、議案第3号「第2回全国高等学校カヌー選抜大会兼第8回高等学校カヌー長距離選手権大会に係る後援について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村義輝教育次長〉

議案第3号でございます。
本事業は、カヌースポーツの普及及び振興を図り、併せて青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的に実施するものです。
内容は、全国の高校1年生、2年生を対象に、片道1,250メートルを2周する5,00

0メートルの長距離レースです。種目はカヤックとカナディアンの2種目で、学年別、男女に分かれて競技を実施します。

開催日時は、3月20日金曜日午前10時から3月22日日曜日午後3時までで、開催場所は、久美浜湾カヌー競技場で実施されます。参加者は、選手、監督や引率、役員等含め150人を予定しており、選手の参加料は1種目4,000円です。

主催者は、公益社団法人 日本カヌー連盟。申請者は、公益社団法人 日本カヌー連盟 会長 大野正次氏です。

本事業が、生涯スポーツの振興に寄与するものと考えられるため、後援を承認するものです。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<松本明彦教育長>

議案第3号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本明彦教育長>

それではお諮りします。

議案第3号「第2回全国高等学校カヌー選抜大会兼第8回高等学校カヌー長距離選手権大会に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本明彦教育長>

次に、会議の非公開についてお諮りします。

報告第1号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第1号については非公開といたします。

これより会議を非公開とします。

(非公開部分省略 報告第 1 号について報告)

<松本明彦教育長>

これより会議を公開とします。

<松本明彦教育長>

次に、本日追加議案 3 件、追加報告 1 件を準備しています。

<松本明彦教育長>

次に、会議の非公開についてお諮りします。

議案第 4 号は京丹後市教育委員会会議規則第 16 条第 1 項第 1 号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本明彦教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第 4 号については非公開といたします。

これより会議を非公開とします。

(非公開部分省略 議案第 4 号について同意)

〈松本明彦教育長〉

これより会議を公開とします。

〈松本明彦教育長〉

次に、議案第5号「京丹後市立学校事故調査委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈上羽正行理事兼学校教育課長〉

議案第5号でございます。

「京丹後市立学校事故調査委員会設置要綱」の制定につきまして、以下、「設置要綱」と省略させていただきます。

まず、本設置要綱の制定に至った経緯です。令和7年5月7日に久美浜中学校の1年生男子生徒が教科体育時に倒れ、救急搬送を受け、搬送先の久美浜病院で検査と処置を受け、一旦は回復をしたものの、容体が急変し死亡へと至るという、大変痛ましい事故が発生しました。

この死亡事故について、学校が主体となり救急搬送へと至るまでの経緯について基本調査を行い、既に国へも報告を上げているところでございますが、その結果を御両親に確認をいただき、一旦は基本調査以上の詳細な調査については求めない旨をお聞きしておりましたが、事故発生の翌月に、改めて御両親から詳細調査の実施について要望があったことから、文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に基づき、今般調査委員会を設置し、適切な対応をとるため、この度の設置要綱の制定が必要となったものです。

続きまして、調査委員会の概要です。調査の対象については、令和7年5月7日久美浜中学校で発生した死亡事故を扱うこととし、該当生徒の保護者の意向に配慮しつつ、基本調査に沿って、事故に至る過程や原因について詳細な調査を行うことを予定しております。

調査委員会の委員の構成は、学識経験者2名、医師1名、弁護士1名の合計4名とし、調査対象となる事案の関係者と利害関係を有しない者によって構成する第三者機関ということになっておりまして、委員は教育長が委嘱をすることになっております。

今後の調査委員会のスケジュールとしては、本日設置要綱をお認めいただきましたら、今月から調査委員会を毎月1回程度の頻度で開催し、保護者をはじめ関係者からの聞き取り、現地調査を経て、調査結果をまとめ、今年の秋頃には教育委員会にて報告を行う予定としております。

最後に、附則として、こちら設置要綱の施行期日につきましては令和8年1月5日としております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<松本明彦教育長>

議案第5号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木三司委員>

この委員会は、いわゆるいじめがあったとかそういった類のものではなく、今回のような体に対する、いわゆる事故というか、いじめとかそういうものではないということですよね。

<上羽正行理事兼学校教育課長>

おっしゃるとおりです。いじめの委員会は既に条例設置をされており、今回は久美浜中学校で起きました死亡事故に限っての調査委員会ということになってございます。

<野木三司委員>

こういった委員会というのは、国の定めといたしますか、指導とか、そういったことは以前からあったんですか。

<上羽正行理事兼学校教育課長>

国のほう、法令ではありませんけれども、文部科学省が、こういった学校事故が発生したときの指針というものを示しておりまして、それに沿った対応を今回させていただくという流れになっております。

<松本明彦教育長>

ケースとしてはごく僅かということでしょうか。

<上羽正行理事兼学校教育課長>

京都府教育委員会配下では初めてのケースになると思います。ですので第三者機関ということもありまして、人選やら、お世話になる方自体も取り扱ったことがないような案件になると思います。

<松本明彦教育長>

ほかに、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

それではお諮りします。

議案第5号「京丹後市立学校事故調査委員会設置要綱の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本明彦教育長>

次に、議案第6号「京丹後市教育相談事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<上羽正行理事兼学校教育課長>

議案第6号でございます。

「京丹後市教育相談事業実施要綱」は、市の学校教育活動における児童生徒への適切な支援を行うため、専門的な知識を有する者を教育相談員として設置しているものです。

要綱の一部改正の内容ですが、本日から京丹後市役所の開庁時間を午前9時から午後4時30分までというふうに改めて運用を始まったというようなところでございまして、これに基づきまして、かかる要綱についての一部改正を行おうとするものでございます。

要綱の第5条第2号の相談時間について現行の「午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで」を「午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで」へと改め、新たに第3号として、1号及び2号に掲げているもののほか、実態に合わせまして「市立小中学校及び市教育支援センターにおいては随時の相談を受けることができる」との一文を加えております。

附則として、こちら設置要綱の施行期日につきましては令和8年1月5日としております。

以上、御審議よろしくお願いをいたします。

<松本明彦教育長>

議案第6号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<田村浩章委員>

目的について、市民サービスの向上と職員の働き方改革という2つの柱で改革ということ

だと思っておりますけど、開庁時間が短くなったところでは職員の働き方改革に寄与しているかなと思っておりますが、市民サービス向上というところで、今までより時間が短くなるんですけれども、5条の(3)を足して、小中学校及び教育支援センターにおいて随時と書いてありますが、(1)が略になっておりますけどここには月2回って書いてあると思っております。

これが矛盾しないかなと思っておりますが、実際、相談員さんの配置等々については、今後どのように変わって、市民はどのように、相談しやすくなるのかなってというのがちょっと想像つかないので、教えていただけないでしょうか。

<上羽正行理事兼学校教育課長>

ありがとうございます。おっしゃったとおりの開庁時間に合わせてということでございます。

開庁時間に合わせてというのは、そのとおりではあるんです。ただし、月2回この庁舎において臨床心理士のほうが、そういった相談を受ける時間を設けておったんですけれども、実態的には、これまでから小中学校においても教育支援センターにおいても、空いているときにはいつでも、お電話は受けますし、いらしていただければ御相談には乗りますし、といったようなことがありました。

それで、実態に合わせてということで、月2回この庁舎で相談会開いておまして、それはお知らせ広報版にも載せて御案内をさせていただいておるといようなことです。そちらのほうの御利用よりも、実際はやはり身近な小中学校であるとか、教育支援センター、或いは例えば学校教育課のほうに直接御相談をいただいているの折には職員の臨床心理士のほうにつないで御相談を受けていただくといような、随時対応のほうが多いという実態がありましたので、今般この一文を加えさせていただいたといようなことでございます。

ですので、こうやって改めてこの随時の相談を受けることができると明らかにすることで、市民サービスの向上が図られるというふうに思っております。

<田村浩章委員>

そしたら、1項の月2回というのは生きたままという解釈でよろしいですか。

<上羽正行理事兼学校教育課長>

はい。

<田村浩章委員>

分かりました。

〈松本明彦教育長〉

そのほか何か、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

それではお諮りします。

議案第6号「京丹後市教育相談事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、報告第2号「京丹後市立学校事故調査委員会における委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈上羽正行理事兼学校教育課長〉

報告第2号でございます。

先ほどの議案第5号の際にも御説明をさせていただきましたが、久美浜中学校の学校管理下の事故について、調査委員会を立ち上げることにいたしました。

別紙のとおり委員を4名委嘱させていただくことになりましたので御報告を申し上げます。

まず、学識経験者は2名委嘱ということになってございます。

お一人目は、国立大学法人京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授の川北久樹氏です。川北氏におかれましては、公立中学校長及び京都府中学校教育研究会の会長を歴任され、本年度より現職に就かれております。

お二人目は、同志社大学政策学部及び総合政策科学研究科教授の川井圭司氏です。川井氏におかれましては学校事故に係る研究実績をお持ちでございます。

次に医師です。北丹医師会より医療法人ふじわらクリニック院長の藤原大輔氏を推薦いただき、この度、委員として委嘱をさせていただくことになり、藤原氏はクリニックでは小児科を掲げておられ、昨年度からは丹後中学校の学校医を務めていただいているところです。

最後に弁護士です。京都弁護士会からの御推薦をいただき、米澤法律事務所の米澤一喜氏を委嘱させていただきたいと思っております。米澤氏は、令和7年度、京都弁護士会において綱紀委員会委員長を務めておられます。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

<松本明彦教育長>

報告第2号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本明彦教育長>

ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了させていただきました。
続いて、4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次いたします。

<川村義輝教育次長>

最初に、諸報告①「共催」「後援」に係る12月期承認につきまして、別紙を御覧ください。

御覧のとおり今回の承認は後援案件4件となっております。

なお、今回不承認案件が1件ございますので、内容を御説明いたします。

16ページを御覧ください。

本事業名は、ロボット製作無料体験会で、主催者、ヒューマンアカデミー株式会社、申請者はヒューマンアカデミー株式会社 児童教育事業部STEAM営業部、岩永英治氏となっております。

内容はギア・モーター・センサーなどを組み込んだロボットを、手先を使いながら組み立てるというもので、参加料は無料です。

不承認とする理由は、本事業の主催者及び事業内容が、京丹後市の後援に関する事務取扱要領第3条第2項第3号、特定のものに対する援助、助長等につながる事業に該当すると判断されるためです。この判断については、後援・共催に関する基本的な考え方の1の(4)によるもので、一個人や私企業が主催運営する事業等については、原則として承認しないこととなっており、また、例外扱いの条件である、公共性・公益性があると認められるか、市政との関わりが極めて密接かどうかという点において、認めるには及ばないと判断したものでございます。

以上です。

<上羽正行理事兼学校教育課長>

続きまして、1月の学校行事予定を御紹介させていただきます。

京丹後市小中学校、明後日7日が始業式となっております、書き初め大会等が今週は開

催される予定になっております。

3連休明けました13日からの週におきましては、視力検査、発育測定、身体測定等が各小学校で行われるということになっておりまして、週末の17日土曜日には、教育フォーラムがアグリセンターで開催をされますのでぜひ御覧いただければと思っております。

翌週19日の週におきましては、中間テストが中学校で始まる週になっております。

26日の週、それから週末の31日には、授業参観、PTA年度末総会が網野を除く各中学校で開催をされると、そんな予定になってございます。

以上です。

<松本優生涯学習課長>

続きまして生涯学習課が所管しております、1月の行事予定表を御紹介させていただきます。

まず1月7日の水曜日です。全国大会出場者激励会ということで、これにつきましては第41回全国高等学校新体操選抜大会に、丹後緑風高等学校の新体操部の5名の選手が出場されるということで、これに対する激励会ということになっております。

1月14日の水曜日です。平井嘉一郎文庫協賛事業により購入した図書のお披露目会と読み聞かせ会ということで予定しております。今年度も平井嘉一郎財団のほうから、30万円の御寄附をいただきまして、172冊の児童書、絵本を購入させていただきました。これのお披露目会と読み聞かせ会ということになっております。

1月17日の土曜日です。教育フォーラムということで、学校教育課主催ということになっておりますが、青少年健全育成会も共催ということで関わらせていただきますので御紹介させていただきたいと思っております。アグリセンター大宮で開催されます。

1月18日の日曜日です。宝くじ文化公演リサイタルということで丹後文化会館で開催予定となっております。

そのほか御覧のと通りの行事予定となっておりますので、お目通しいただければと思っております。

以上でございます。

<西村隆教育総務課長>

続きまして、保育所・こども園の行事予定でございます。

こども園におきましては、1月7日に学校同様始業式が行われるということでございます。

また中旬には、発達測定を行われるところもあるということでございます。

1月の下旬には、こども園によっては、小学校への体験入学も実施をされるというところがございます。

そのほかの予定につきましては、御覧のとおりとなっております。

以上でございます。

〈松本明彦教育長〉

全体を通しまして、ほかに何かございませんか。

ないようでしたら、以上で第1回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

〈閉会 午後2時45分〉

〔 2月定例会 令和8年2月2日（月） 午前9時30分から 〕